

基補発 0619 第 2 号
平成 30 年 6 月 19 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

大阪府北部を震源とする地震に伴う社会復帰促進等事業に係る
事務取扱いの注意点について

今般の大阪府北部を震源とする地震（以下「地震」という。）の発生に伴い、アフターケア等の社会復帰促進等事業に係る相談や申請又は請求に関する事務取扱い等については、当面の緊急措置として、下記に留意することとされたい。

記

1 アフターケアに関する事務取扱い

- (1) 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者が、手帳を自宅に残したまま避難していること等により、実施医療機関に手帳を提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を申し立てることによりアフターケアを受診できる取扱いとして差し支えないこと。
なお、当該者より相談があった場合には、本取扱いについて説明を行うとともに、当該者の実施医療機関あてに氏名、生年月日及び対象傷病名を申立てを行うことでアフターケアを行うことができる旨周知すること。
- (2) 手帳の交付を受けている者が、地震により当該手帳を亡失又はき損したときには、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（平成 19 年 4 月 23 日付け基発第 0423002 号）の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の 6（4）に基づき速やかに手帳を再交付すること。
- (3) 地震により、アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受入れ不可となっている場合又は避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関を紹介する等親切、丁寧な対応を行うこと。
- (4) 地震により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費（以下「委託費」という。）を請求できないアフターケア実施医療機関から、委託費の算定及び請求について相談等があった場合には、本省補償課福祉係と協議すること。

2 義肢等補装具費に関する事務取扱い

(1) 義肢等の支給については、地震により被災労働者の自宅が倒壊した等やむを得ない理由から、過去に支給を受けた義肢等補装具が亡失・修理不能となった場合は、耐用年数が経過する前であっても新たな購入費用を支給して差し支えないこと。

また、修理が可能な場合には、修理の要件に該当するものとして、修理費用を支給すること。

(2) 請求人が費用の請求を行う際に請求書に添付する採型指導の証明書については、医療機関が損壊した等の理由から証明書が得られない場合には、添付を要しないとして差し支えないこと。

この場合、医師の証明書が提出できない理由を請求人より聴取し、請求書の余白に記載しておくこと。

3 被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等への周知について

本通知の取扱いについては、相談に来庁した者に各局の問い合わせ先が印刷されたパンフレット等を配布することにより、被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等に対して周知を図ること。

4 その他

外科後処置等その他の社会復帰促進等事業に係る事務取扱い及び本通達により判断しがたい事項については、本省補償課福祉係あて照会すること。